

みやぎっ子ルルブル推進優良活動団体 選考についての考え方

1 表彰の対象 （表彰実施要綱「3 表彰の対象」より）

本会議の目的に賛同する県内の保育所、幼稚園、小・中学校及び県内に事業所等の活動拠点を有する企業、団体及びその他法人等とし、睡眠、食習慣、遊び・運動など子どもの生活習慣向上に対する貢献が顕著であると認められるもの。

2 選考の基準 （表彰実施要綱「6 選考の基準」より）

表彰の対象となる取組は、次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 継続的な取組であるもの
- (2) 創意工夫に富んだ取組であるもの
- (3) 地域や他の団体（企業・団体等及び家庭）等と連携した取組であるもの

3 被表彰者の検討に当たっては、上記2に加えて下記の点を確認・注意してください。

- (1) みやぎっ子ルルブル推進会議の運動の趣旨に鑑み、「寝ル」「食ベル」「遊ブ」の3つにバランスよく計画的に取り組んでいるかどうか。

※ 「寝ル」「食ベル」「遊ブ」のうち2つ以上の取組が必要です。

- (2) 生活習慣向上に対する貢献が顕著であるかどうかの判断に当たり、取組の成果が上がっているか、子どもの行動変容が見られるかどうか。

※ 既存のデータや資料がある場合は、補助資料として提出してください。

4 「遊ブ」については、他者とのコミュニケーションにより脳を活性化することを重視する趣旨であることから、運動はもちろん、他者と関わる体験活動も含めます。（あいさつ運動、ボランティア活動など）

5 表彰の決定 （表彰実施要綱「5 選考方法」より）

被表彰者は、幹事会において推薦書に基づき幹事の合議により被表彰者の案を作成し、それを参考に会長が決定するものとする。